

Imagine

私達は、お客様に高品質・高付加価値の商品を提供し、企業の成長と発展に寄与します

いwasaki

Oct, 2018

10

Total.174

I wasaki
Management
Magazine



- 「創立45周年」 経営理念・ロゴ・クレド等もリニューアル!!
新事務所へ移転しました! 2
- 中小企業経営者の承継に朗報!
特例事業承継税制 4
- お客様紹介 有限会社 ケイ、アイ、サービス様 ...6
- 地域スポット情報「沼津御用邸記念公園」7
歴史ある建造物や美しい景観を見に行きませんか?
- イワサキ経営グループ活動報告8
新社員紹介

新社屋完成



イワサキ経営

検索

<https://www.tax-iwasaki.com>

「創立45周年」

経営理念・ロゴ・クレドもリニューアル!!

10/17 に新事務所へ移転します!!

イワサキ経営グループでは、事務所の老朽化と人員の増加で手狭になったことにより、新事務所を建設し移転することといたしました。

また、今年は創立45周年という節目の年でもございます。そこで、この事務所移転に合わせ、経営理念、ロゴ、クレドなども一新致します。更に、会社のキャッチコピーも作り、新しいイワサキ経営ブランドを確立し、お客様への更なるサービス向上を目指していきたいと考えております。

我々が日々業務をこなす事務所は、お客様の繁栄のために非常に重要な場所であると位置づけております。新事務所移転に伴い、我々がお客様のために何ができるか。最初に考えたのは、「社員が働きやすい職場づくり」と、「お客様が来やすい事務所づくり」です。

我々の仕事は、何か物を仕入れて売るわけではなく、お客様に対し、知識や情報、知恵を提供することです。まさに、社員そのものが商品・サービスなのです。その社員に磨きをかけることが、

お客様への良いサービスの提供に繋がると考えております。そのために、まずは社員が働きやすく、居心地の良い空間を作ることが一番だと考えました。

一方で、私たちの仕事は、属人化してしまう傾向もあり、個々の社員の能力だけでお客様に対応することは、真のサービスとは言えないとも考えております。そこで今回の新事務所では、フリーアドレス制を導入し、風通しの良いオフィス、部署や役職の垣根をなくした空間、ワークスタイルに応じた働き方を可能としたオフィスデザインにより、チーム力でおお客様の繁栄をサポートする体制づくりを目指すことといたします。

また、新事務所には、60名規模のセミナールーム、重厚感のある経営会議室、各ミーティングルームなど、お客様のご要望に応じた7室を超える打合せスペースを確保し、お客様の問題解決のできる事務所を目指してまいります。お客様におかれましては、今後はぜひ積極的に足を運んでいただきたいと考えております。



新事務所建築中。何もないところから着々と進行し完成へと近づいていく様子は、創立45周年を節目に変化しようとする我々の姿と同化してしまいます。セミナールーム・ミーティングルーム等多機能となった新事務所、積極的にご活用ください!



チーム・イワサキ!

今回一新したクレドのタイトルも「チームイワサキ!」です。社員との関係、他部門との連携、お客様との関わり、地域との関わり、これらを全てチームと捉え、「経営と、人生と、地域の力になる」という私たちの約束を実現するために生まれた行動指針でもあります。このような考え方をいかに表現できるかを考え、考え抜いた結果、出来上がったのがこの新事務所です。

この厳しい経済環境の中、企業存続のために生き残っていくためには、これまでの常識や固定観念から脱却し、新たな価値を創造していかなければなりません。これは会計事務所業界も例外ではありません。私たちは、中小企業経営をサポートする会計事務所としてどうあるべきか、また、何ができるかを真剣に向き合い、取り組んでまいります。お客様

とゴールを共有し伴走していく業務スタイルでありながら、一方でお客様に背中を見せられるような、お手本となるような事務所経営ができるよう、これからも精進してまいります。

引き続き、イワサキ経営グループを宜しくお願い致します。

株式会社イワサキ経営
代表取締役 吉川 正明

RENEWAL Credo & Logo

リニューアルした経営理念・クレド・ロゴ

経営理念

■社員第一

社員の成長と幸福を第一に考え、豊かな生活を支えます。

■顧客満足

お客さまの成長と繁栄に貢献するため、価値のあるサービスを提供します。

■地域貢献

地域社会に貢献し続けることで、世の中に必要とされる会社を目指します。

行動指針

チーム・イワサキ!

「チーム・イワサキ!」は、「経営と、人生と、地域の力になる。」という私たちの約束を実現するために生まれた行動指針です。私たちは、プロとしてのスキルと、人としての想いを共有し、同じ目標に向かって前進を続けるひとつのチーム。スタッフ、部署、グループの枠を超えたチームワークで、地域のみならず「経営」と「人生」を、力強くサポートしていきます。

01 思いやる「チーム」

私たちは、礼節のあるコミュニケーションを大切にします。一人ひとりがお互いに思いやりとこそ、チームワークの基本。明るい挨拶と正しい言葉遣い、清潔感のある服装、相手に対する感謝の姿勢…小さな心遣いから、人々がやさしい「チーム」を築いていきます。



02 分かち合う「チーム」

私たちは、同じ部署で働く仲間との情報共有を大切にします。知恵を出し合い、分かち合うことが、問題解決の近道。周囲の状況を把握する視点、自分の状況を周囲に伝えるコミュニケーション…スムーズに情報が行き渡る「チーム」を設計していきます。



03 高め合う「チーム」

私たちは、部署の枠を超えたつながりを大切にします。各部署が連携し、高め合うことが、組織力強化のカギ。それぞれの得意分野の理解、それらをつなげていく新しい発想…グループ丸となって、価値ある「チーム」をつくり上げます。



04 伴走する「チーム」

私たちは、お客さまと寄り添う姿勢を大切にします。ゴールを共有し、伴走することが、信頼を深める秘訣。日頃からの気配り、顧客利益を最優先する決断力…常にお客さまの立場で考える「チーム」であり続けます。



05 はぐくむ「チーム」

私たちは、地域のあらゆる人や企業を大切にします。つながりをひろげ、新たなご縁をはぐくむことが、地域貢献の要諦。イベントやセミナーを通じた交流、さらに関係を発展させるお付き合い…静岡で暮らすみなさまに愛される「チーム」をめざしていきます。

経営と、人生と、地域の力になる。



イワサキ経営グループ

株式会社イワサキ経営／税理士法人イワサキ

注意事項 caution

新社屋への移転に伴い10月15日、16日が弊社の引っ越し作業となり、電話が繋がらない時間帯が発生いたします。その間恐れ入りますが、御用の際は担当者携帯電話におかけいただきますようお願いいたします。

新住所

沼津市大岡984-1

※ 電話番号、FAX番号は変更ありません。

中小企業経営者の承継に朗報！

特例事業承継税制

今年度
税制改革の
目玉！

税理士
小宮山 麗子

平 成30年度税制改正で、特例事業承継税制が創設されました。事業承継税制とは、事業の承継に係る自社株の贈与税や相続税の納税を猶予するという税制です。これまではその適用要件が厳しく、なかなか利用が進みませんでした。ですが、中小企業の実業承継は喫緊の課題です。今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人(日本企業全体の3分の1!)が後継者未定といわれています。この経営者の高齢化と後継者不在のコラボレーションによる廃業は、地方ほど顕著で深刻です。現状を放置すれば、日本の中小企業が持っている技術が廃業とともにどんどん消失していきます。放置することはできません。そこで経産省は、今後10年間で集中して切れ目のない事業承継支援を実施するとしました。経営承継円滑化法による承継支援です。税制のみならず、金融支援の充実や、マッチング支援などが盛り込まれています。その事業承継支援の目玉が、今回の特例事業承継税制の創設です。これまでの事業承継税制の利用を阻んでいた各要因を見直しました。特筆すべきは、

- ①雇用継続要件の見直し
- ②売却・廃業時の減免制度の創設
- ③対象株式等の上限撤廃

などが挙げられます。これにより、承継者は事業承継後、その事業を保守的に維持継続することを強制的に求められるのではなく、より柔軟に時代の要請に応じチャレンジすることができるようになりました。今回の特例創設によって、ようやく円滑化法による事業承継支援が実質的に動き出すと言われています。ここではその税制について、これまでの税制(原則)と今回改正になった特例内容についてお伝えします。

特例事業承継税制、 現行制度(原則)と 改正内容(特例)とは？

事 業承継税制とは、後継者が①非上場会社の株式等を先代経営者から相続または贈与により取得した場合(株式数の2/3上限)において②経営承継円滑化法における都道府県知事認定を受けたとき③相続税(の80%)・贈与税の納税が猶予及び免除される制度です。

当然、税金が猶予及び免除される制度ですから、厳しい要件があります。

原則要件1：後継者

- 会社の代表者であること
- 役員就任から3年以上経過していること
- 同族関係者で過半数の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株主であること

原則要件2：先代経営者

- 会社の代表者であったこと
- 代表者を退任すること(役員にとどまるのはOK)
- 同族関係者で過半数の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株主であったこと

原則要件3：承継後の事業継続要件

- 5年間、事業継続すること。
→具体的には、①代表者であり続けること
+②雇用の8割以上を維持すること。
- 対象株式(贈与及び相続時税額猶予を受けた株式)を継続保有すること

特例税制緩和要件

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度(原則)

- 納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者への贈与・相続される場合のみ。

改正内容(特例)

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担をゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実情に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度(原則)

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正内容(特例)

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

これらの要件の内、大きな障壁だったのが、

- ① 猶予対象の株式が2/3上限及び相続税の猶予割合が80%上限だったこと(=猶予されても必ず自己負担が発生)
- ② 5年間、雇用の8割以上を維持すること
- ③ 上記の要件を満たさなくなった時点で、納税の猶予が打ち切れ、2か月以内に利子税とともに納税しなければならない

という点でした。そこで特例税制では、上記要件を上
の表のように緩和しました。



ただ留意点もあります。

- ① この税制を適用するには平成30年4月1日から5年以内に、事業承継計画を都道府県知事に提出する必要があります。計画の提出がなければ、この税制は適用できません。
- ② またこれは、納税猶予の制度です。免除される場合もありますが限定的です。税額自体がなくなるわけではないため、いつどういう形で誰がその税額を負担することになるのかという点(税額が免除になる場合についても)を事前によくご理解ください。その他、紙面の都合上書ききれなかった細かな要件がありますので、適用にあたっては、慎重な検討をお願いします。少しでも可能性がある場合には、とりえず承継計画の提出です。

事業承継は、一朝一夕で成るものではありません。5年、10年という年月をかけて、じっくり取り組む会社の課題です。今回の税制を会社の現状と将来ありたい姿とを俯瞰し、社内で共有するきっかけにしたいです。税制のご説明はもちろん、承継計画策定からずっと二人三脚でご支援させていただきます！

有限会社
ケイ、アイ、サービス様

修善寺駅より県道12号線を走ること7分。
山々に囲まれた長閑な雰囲気漂う「うなぎ・とろろの川善」様。
その佇まいとは対照的なアクティブ発想のご主人に注目！



昭和40年創業の「うなぎ・とろろの川善」さん。伝統の味を承継しつつ、新たに「うなとろ」という最強タッグを創作。看板メニューとして多くのお客様の舌をうならせています。そば・天ぷら・とろろも味わいたい！という方には「川善定食」がオススメ！



ワサビとアイス、実は相性抜群！そこへ自家製白玉&みたらしを組み合わせた「川善オリジナルワサビアイス」。もちもち食感の白玉が最高のアクセント！



中伊豆・修善寺の自然に囲まれた「うなとろ」発祥の店。
地域に根差した活動で新たな取り組みにも挑戦！

伊豆市の伊東修善寺線（県道12号線）沿いを走っていると見えてくる、越屋根のついた寄棟造の趣のあるお店。それが今回ご紹介するお客様、(有)ケイ、アイ、サービス様の飲食店「うなぎ・とろろの川善」さんです。原点は先代が戦後すぐに始めた食堂で、40年ほど前に先代が今の地に店舗を構えたそうです。

お店の名物は「うなとろ」。鰻の美味しさを実感して頂くために注文を受けてから活鰻を捌き、秘伝のタレで丁寧に焼き上げた鰻に伊豆ゆかりのとろろをかけて頂く「うなとろ」は絶品です。名物という昔からあるように思いますが、「うなとろ」は現社長である小出征史氏が始めたもの。先代、先々代の意思を受け継ぎつつ、それだけに囚われず常に前を見ている姿勢が伺えます。

街道沿いということもあり、開店当初は観光に見えるお客様がメインでしたが、もっと地域に密着し

たお店にしたいという社長の思いから、現在は地元集まりや法事、会社の宴会にも利用していただきたと積極的に働きかけています。地元のワサビを使った新商品の開発にも取り組むなど、まさに「新しいこと」を実践されています。地域に根差すことで、ますます観光としての価値も高まりそうです。

小出征社長は「過疎化が進み地域のつながりが希薄になる中で、とにかく色んな人が集まる場所にしていきたい」と、焼台の向こうで汗を拭いながら仰っていました。



炭酸にわさび!?これが結構いけるんです！伊豆では「ワサビ割り」は常識だそう！

うなぎ・とろろの川善

〒410-2504 静岡県伊豆市関野317
TEL: 0558-83-0609
URL: unatorokawazen.com

常に新しい発想で現状維持をよしとしない小出征社長。妥協しないその姿勢が、周囲の人々を引きつける魅力となっています。地域密着のイベントも数多く開催。次回催しも見逃せない!?



小出征社長ご夫婦と担当の田村。今後も阿吽の呼吸で頑張りましょう！



～歴史ある建造物や
美しい景観を見に行きませんか？～

沼津御用邸
沼津御用邸記念公園
NUMAZU IMPERIAL VILLA MEMORIAL PARK

沼津御用邸記念公園は、明治・大正・昭和の皇族の別荘として使われた沼津御用邸が廃止された後、昭和45年から沼津市の管理として開園し、今日に至っています。園内の松林や敷地に面した駿河湾から見る夕陽などの美しい景観から、平成28年に国名勝指定を受けました。

皇室の建造物を見ることができる貴重な場所です。マルシェなどのイベントも行うことがありますので、気軽に足を運んでみてはいかがでしょうか。



静岡県沼津市下香貫島郷2802-1

入園料 100円

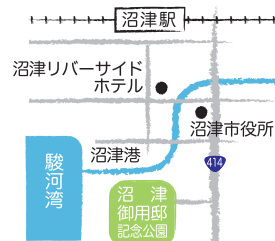
【西附属邸観覧料込みの料金は400円】

沼津御用邸記念公園ホームページ

<http://www.numazu-goyotei.com>

沼津市役所ホームページ

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/shisetsu/goyotei/index.htm>



東 附属邸

明治時代に昭和天皇の御学問所として造営。現在ではその歴史を引き継ぎ、交流の場として、文化・教養活動の拠点として一般にも貸し出しています。御学問所であったため、各部屋は「第1学問所」など、学校の教室のようなユニークなつくりをしています。

西

附属邸

明治38年に昭和天皇の御用邸として建造。戦争で本邸が焼失後、西附属邸が本邸の役割を果たすようになり、多くの皇族方に利用されてきました。建築当時の木材やガラスを可能な限り復元している貴重な建築物です。観覧料込みの入園料（400円）で見学可能。

御用邸本邸の跡地にある沼津の歴史がよくわかる資料館。駿河湾で使われてきた漁具類や干物作りの道具、湿田農耕の資料などを展示しています。通常の入園料（100円）で見学可能。



歴

史民俗資料館



「そば処」では、ホテルの料理長特製のかけ汁やつけ汁でお蕎麦をいただけます。

食 事・喫茶店

喫茶「主馬（しゅめ）」は、御用邸時代の厩舎を改修した喫茶と軽食のお店です。店内のテーブルは、園内の松を使用しています。



松

【しょうらいのうたげ】

毎年、沼津市主催で開催するイベント。琴などの伝統文化の舞台や菊華展のほか、お子さん連れで楽しめるイベントや美しい景色をバックにしたTeaParty、ライトアップなど、親しみやすいイベントを多数開催しています。

2018年は、11月3日から11月15日の期間に様々なイベントを開催致します。



箱の宴

イワサキ経営グループ 活動報告 Activity Report

今夏は、地域の皆様に恩返しするイベントが数多くありました。

9月26日の「売上アップ祭り2018」ではたくさんのお客様にご来場いただき、無事終了することができました。

また、小学生の税金教室やインターンシップを開催致しました。就業体験や学校等への出張講話も積極的に行っておりますので、以下お問い合わせ先かホームページからご連絡下さい。



7月～9月までに開催したセミナーの一覧

- 7/21 2020年東京オリンピックまでに整理・処分すべき「負動産」とは
- 7/23 事業承継補助金相談会
- 7/24 いつまでに何をどこに 相続の手続きとは!?
- 7/28 不動産オーナーのための法人化セミナー (三島市開催)
- 7/30 不動産オーナーのための法人化セミナー (静岡市開催)
- 8/ 9 小学生のための税金教室
- 8/22 HappyEndingカード体験会
- 9/11 空き家と相続
- 9/12 今だから言える! 継いでではじめてわかった後継経営者から見た「事業承継ホントの話」
- 9/26 売上アップ祭り2018
- 9/27 不動産オーナーのための法人化セミナー (静岡市開催)

「いまじん」にお客様のチラシを同封します。
詳しくは当社スタッフにお問い合わせください。

各種お問い合わせはこちらまで

☎ **055-922-9870**

fax : 055-923-9240

電話受付／平日9:00～17:00



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ

IWASAKI
GROUP

株式会社イワサキ経営・税理士法人イワサキ・株式会社財産ネットワークス静岡・駿河増販情報センター
相続手続支援センター@静岡・株式会社フジFPパートナーズ・あいわ行政書士事務所

平成30年10月1日発行(季刊 年4回発行)
編集:広報委員会 発行所:イワサキ経営グループ
〒410-0022 静岡県沼津市大岡984-1
<https://www.tax-iwasaki.com>



河口 友梨亜
(かわぐち ゆりあ)

沼津市出身。バスケットボールを小学生の頃からして、運動をする事が好きです。休日はジムに行っています。高校時代は会計の勉強をしていました。まだわからない事が多くありますが、人と話をするのが好きなのでそのコミュニケーション能力を活かして頑張りたいと思います。

新社員紹介 Fresh Voice

茨城県出身。趣味は旅行です。静岡県という土地に魅力を感じ、縁も所縁もない沼津に来ました。仕事ばかりか静岡県についても知らないことが多々ありますが、早くお客様をサポートできるように頑張りたいと思います。



福地 晏
(ふくち しずか)

編集後記

Editor's Notes

秋季さわやかなよい季節になりました。10月に弊社は新社屋に移転をし、経営理念やロゴを一新しました。今回のいまじんは、新社屋への移転、新しい経営理念やロゴに関しての説明と新しい税制である特例事業承継税制の情報について載せています。ぜひ、新しいイワサキ経営について知って戴ければ幸いです。

安部 和人

Iwasaki Management Magazine

いまじん

Oct 2018 (Total No.174)